

石狩市自治基本条例懇話会

報告書

(素案)

平成30年 月 日

石狩市自治基本条例懇話会

< 目 次 >

1	はじめに	1
2	石狩市自治基本条例見直しの要否について	2
3	ワークショップ「みんなで考える自治基本条例」において出された意見について	2
	（1）石狩市自治基本条例の内容・見直しについて	2
	（2）協働のまちづくりを進めるために必要なこと、アイデア	4
4	石狩市自治基本条例に関連する事項についての提言	4
	（1）『石狩市自治基本条例解説』について	4
	（2）今後の取組について	5
5	石狩市自治基本条例懇話会開催経過	6
	（1）委員名簿	6
	（2）開催状況	7
	資料集	8
	石狩市自治基本条例	9
	石狩市自治基本条例解説	14
	石狩市自治基本条例の見直しについて （第1回自治基本条例懇話会資料）	30

1 はじめに

(懇話会開催に至る経緯や開催回数、審議のまとめなど)

<石狩市自治基本条例懇話会 委員>

(会長、副会長以外 50 音順)

会長 佐藤 克廣
副会長 竹口 尊
赤間 聖司
久保田 貴浩
佐藤 勝彦
太齋 敏子
中林 義雄
松尾 拓也
三島 照子
棟方 加代子

2 石狩市自治基本条例見直しの要否について

石狩市自治基本条例は、市民を中心とした会議「みんなで作る自治基本条例市民会議」により、時間をかけ熱心な議論を重ねた上で作り上げられました。この条例は、平成20年4月に施行され、本市のまちづくりに関する最高規範と位置付けられています。

当懇話会では、市がどのようにまちづくりを進めてきたのか、その具体的な取り組みについて条例の各章ごとの振り返りや、関連する他の条例などについて報告を受けた上で、この条例が社会情勢の変化等に適合したものかどうかという視点から、これまで5回の懇話会において条文すべてを確認し、条例見直しの要否についての検討を行いました。

検討の結果、まちづくりに関する最高規範として、必要不可欠な要素が適切に盛り込まれており、社会情勢の変化等にも適合しているものと判断し、条例の条文については、特に変更、修正の必要はないとの結論にいたりしました。

※各懇話会の議事録は市ホームページや市役所1階情報公開コーナーで公開しています。

3 ワークショップ「みんなで考える自治基本条例」において出された意見について

石狩市自治基本条例について、懇話会委員だけではなく、多くの市民から条例の見直しについて意見をもらうとともに、条例の周知や条例も含めたまちづくりについて考える機会を創出することを目的としたワークショップ「みんなで考える自治基本条例」が平成29年12月10日（日）に開催されました。

その中で、非常に熱心な議論が交わされ、多くの意見やアイデアが出されましたので、当懇話会としての見解をお示しいたします。

(1) 石狩市自治基本条例の内容・見直しについて

【良い点】

- 全体として平易な文言となっている。
- 住民・市民の定義がしっかりなされている。
- 「第6章 協働によるまちづくりの推進」は目指すべき理想が示されている。
- 第24条（協働によるまちづくりの推進）の「必要な支援を行うことができる」の文言は、市民と行政の対等性などの印象を受けることができる。

懇話会として、石狩市自治基本条例について、一定の評価を得ているものとして認識しました。

【改善点（全体）】

- ① 石狩らしい条例にすべき（まちの魅力や特徴を活かす、手話条例と連動させるなど）
- ② 市民自らの活動が進んでいくような書きぶり（「ですます調」への変更、平易な文言）

- ① まちの魅力や特徴を活かすという点に関しては、現在の条例の前文の部分に、相当程度石狩の特徴が表れており、条例の見直しは社会情勢の変化等に適合したものかどうかという視点が1つありますが、そこから見ると変更は必要ないと考えます。
手話条例と連動させるということについては、どの条例というわけではありませんが、当然条文の様々なところに、市民にとってきちんとわかりやすい行政を進めていかなければならないといったことは示されていると言えます。例えば、執行機関の責務として第11条の3項で「市民に分かりやすく提供する」とした中には、手話その他、様々なハンディキャップを持った人たちにも分かりやすく情報提供するということが当然していかなければならない、ということが含まれています。
- ② ですます調にしたからといって、簡単なものになるというわけではないと思いますので、変更は必要ないと考えます。

【改善点（条文）】

- ① 第6条（市民の責務）について、“責務”を“役割”に文言変更
- ② 団体の定義について、様々な団体（悪い団体）があるので検討が必要ではないか。
- ③ 第25条（行政活動への市民参加の推進）について、緊急時などを想定して、市民参加を認めないことも記載してはどうか。
- ④ いじめや児童虐待などの今日的課題については、第23条ではカバーできない。

- ① 役割を自覚して互いを尊重し協働することを責務と言っており、役割だけのことでありませんので、変更は必要ないと考えます。
- ② 法律で指定されているような、いわゆる反社会的な団体は当然排除されるものと考えます。
- ③ 第25条（行政活動への市民参加の推進）は施策の立案、実施及び評価の各過程において、適切な市民参加の機会が確保されるよう必要な措置を講じなければならないとあり、「市民の声を活かす条例」において、市民参加手続を行わなければならない行政活動を定めており、すべてのことに対して市民参加を求めているわけではありませんので、変更は必要ないと考えます。なお、市民参加を市民の声を聴くというだけではなく、市民が積極的に関わるということも含めれば、災害などの緊急時は現場において臨機応変に対応する必要があります。
- ④ 第23条（危機管理）については、「総合的な危機管理を図るために必要な措置を講じなければならない」とあり、包括的な表現をしておりますので、変更は必要ないと考えます。

【その他】

- ① 子どもの権利条例があったほうが良い。
- ② 自治基本条例に関して、市民参加による毎年のチェックする仕組みがあると良い(公募による諮問委員会など)。
- ③ 条例の内容をわかりやすくするため、関連する分野や施策とあわせて解説が必要である。

- ① 子どもの権利条例に限らず、自治基本条例を踏まえ、社会情勢の変化に応じて、市民にとって必要な条例、規則の整備にさらに努めるよう市に提言します。
- ② 条例の見直しについては、社会情勢の変化等に適合したものかどうかという点があり、毎年チェックする必要はないと考えます。また、石狩市には市民の声を活かす条例もあり、諮問委員会などを設置しなくても意見を言える窓口や仕組みを活用できるものと考えます。
- ③ 石狩市自治基本条例解説について、わかりやすくするような努力をする旨、また、適宜、時代の変化に応じて変更が必要な箇所については変更してほしい旨を市に提言します。

(2) 協働のまちづくりを進めるために必要なこと、アイデア

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ・ 市民の認識や意識を高める情報発信 | ・ 市民が学び、情報共有・交流する場の創出 |
| ・ 市民から行政への気軽な提案の場づくり | ・ 多分野での協働、市民同士の協働の推進 |
| ・ 協働を進めるコーディネートと窓口 | ・ 市民活動や町内会への予算付け（行政） |
| ・ 多様な世代が参加しやすい環境 | ・ 市民の参加のメリットの創出 |
| ・ 協働事業の優先度をつける | ・ 市民の協働に対する積極性の把握（行政） |

ワークショップにおいて出された、協働のまちづくりを進めるための貴重な意見やアイデアについては、市としても真摯に対応していただきたい旨、市に提言します。

4 石狩市自治基本条例に関連する事項についての提言

当懇話会において、条例そのものの見直しの必要はないとの結論にいたりましたが、今後、条例に基づくまちづくりを進化させる上で必要な事項について、次のとおり提言します。

(1) 『石狩市自治基本条例解説』について

○第2条（定義）について

『石狩市自治基本条例解説（以下、解説）』に「外国人登録」との記載がありますが、現在は廃止され、すべて住民基本台帳に登載することになってますので、修正が必要です。

○第 28 条（市外の人々等との連携）、第 29 条（他の自治体等との協力）

石狩市は海外の 3 都市との姉妹都市提携により、高校生の交換留学事業や少年少女親善訪問事業などの交流を行っていますので、『解説』において、連携交流の範囲を国内に限らず、姉妹都市をはじめとする海外も含めた記載が必要と考えます。

○第 30 条（条例の見直し）

見直しの検討について、平成 24 年度はパブリックコメント手続のほか、「いしかりまちづくりワールドカフェ」や「石狩市自治基本条例を活かしたまちづくりを考える集い」を開催し、本年度は、石狩市自治基本条例懇話会を設置し検討を行ったほか、ワークショップの開催、パブリックコメント手続により実施しているところです。

『解説』において、「見直しに際しては、十分な市民議論を経ることが必要」とありますが、検討手法については、その時代に見合った方法において行われることが望ましいため、明文化までは不要と考えますが、例えば「見直しに際しては、懇話会を設置する等の手法も取り入れながら十分な市民議論を経ることが必要です。」という文言の追加が必要と考えます。

○その他

『解説』については、上記で言及していない部分につきましても、担当部局で精査をし、時代の変化に応じて変更が必要な箇所については変更していただき、更にわかりやすくなるような努力をお願いします。

（2）今後の取組について

○第 23 条（危機管理）

石狩市では避難行動要支援者制度において、避難行動要支援者（災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する方）の名簿を作成し、その名簿を避難支援等関係者（消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、町内会、自治会等）に平常時から提供しています。これにより要支援者の支援対策等を検討し、災害時の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう運用されているとのことです。しかしながら、個人情報保護の観点から、災害時や避難所運営時に支援が必要な人の名簿や情報がきちんと共有できず、実際に災害が起こった際に機能できるかどうか不安があるという声もあります。

名簿や情報が有効なものになるように、各町内会も市も、危機管理上の様々な災害を想定した個人情報の活用の仕方について、改めて検討いただきたいと考えます。

○第 26 条（地域コミュニティ組織）

町内会・自治会への加入者数の減少や会員の高齢化、役員のなり手不足等が懸念されており、このままだと規模が縮小し、機能も縮小せざるを得ません。コミュニティのあり方について、新たな視点で考えることが必要な時期に来ているのではないのでしょうか。

例えば、町内会を合併し、一定の規模を維持したり、地域コミュニティ内の各組織が脆

弱化しないために、それぞれの活動が包括できるような統一的地域の割り方などを、市だけではなく、地域の住民も交えて検討する機会を作っていく必要があると考えます。

○その他

・各種条例・規則の整備

ワークショップでは子どもの権利条例があったほうが良いという意見がありましたが、自治基本条例を踏まえ、社会情勢の変化に応じて市民にとって必要な条例、規則の整備にさらに努めていただきたいと思います。

・各種計画について

職員や市民に自治基本条例に関わっているんだという意識を持ってもらうことが重要と考えますので、個別の計画の中で、必ず最初のところに、自治基本条例の精神（第何条に基づいて、といったようなこと）について言及していただきたいと思います。

・協働のまちづくりを進めるためのアイデアについて

ワークショップにおいて、協働のまちづくりを進めるために数多くの貴重な意見やアイデアが出されました。こうした意見やアイデアについて、市としても真摯に対応していただきたいと思います。

5 石狩市自治基本条例懇話会開催経過

(1) 委員名簿（任期：平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

平成 29 年 9 月 1 日現在

区分	所属	役職	氏名
学識経験者	北海学園大学法学部政治学科	教授	佐藤 克廣
住民組織	厚田区地域協議会	会長	佐藤 勝彦
	浜益区地域協議会	会長	赤間 聖司
	わかば地区地域会議	会長	竹口 尊
公募	一般公募		棟方 加代子
	一般公募		太齋 敏子
市民会議	元 みんなでつくる自治基本条例市民会議	副代表	松尾 拓也
	元 みんなでつくる自治基本条例市民会議	副代表	三島 照子
団体	社会福祉法人 石狩市社会福祉協議会	地域福祉課長	久保田 貴浩
	石狩商工会議所青年部	会長	中林 義雄

(2) 開催状況

開催日	事項
平成 29 年 9 月 1 日 (金)	第 1 回懇話会開催 1. 委嘱状交付 2. 各委員自己紹介 3. 会長、副会長選出 4. 提言依頼 5. 議題 (1) 自治基本条例の見直しについて (事務局説明、意見交換) (2) ワークショップについて
平成 29 年 10 月 4 日 (水)	第 2 回懇話会開催 【議題】 (1) 自治基本条例の見直しについて ・前文、第 1 章～第 4 章 (2) ワークショップについて
平成 29 年 10 月 16 日 (月)	第 3 回懇話会開催 【議題】 (1) 自治基本条例の見直しについて ・第 5 章～第 8 章 (2) ワークショップについて
平成 29 年 12 月 10 日 (日)	「みんなで考える自治基本条例」開催 ・基調講演・ワークショップ
平成 29 年 12 月 18 日 (月)	第 4 回懇話会開催 【議題】 自治基本条例の見直しについて ・ワークショップで出された意見の検討
平成 30 年 1 月 22 日 (月)	第 5 回懇話会開催 【議題】 自治基本条例の見直しについて ・自治基本条例懇話会報告書 (素案) について
平成 30 年 2 月 1 日 (木) ～28 日 (水)	パブリックコメントの実施
平成 30 年 月 日 ()	第 回懇話会開催

資料集

○ 石狩市自治基本条例

平成20年3月27日条例第1号
改正 平成25年3月28日条例第1号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 市民（第5条・第6条）
- 第3章 議会及び議員（第7条—第9条）
- 第4章 執行機関及び職員（第10条—第12条）
- 第5章 行政運営の原則（第13条—第23条）
- 第6章 協働によるまちづくりの推進（第24条—第27条）
- 第7章 他の自治体等との連携協力（第28条・第29条）
- 第8章 条例の見直し（第30条）

附則

石狩湾に沿って南北に伸びる私たちの石狩市は、海と川と森に代表される厳しくも豊かな自然に恵まれ、先人が営々と培ってきた歴史と文化を誇り、世界に開かれた石狩湾新港を核とした活力がみなぎるまちです。

私たちは、この石狩市を地域の特色を生かしながら、市民が自立していきいきと躍動し、平和で、安全に、安心して活動できるまちとして、次の世代に引き継いでいきたいと願っています。

そのためには、まず、自治の主役である市民が、等しくまちづくりの主体として尊重される中でそれぞれの役割を認識し、積極的にまちづくりに取り組むとともに、市民と市がまちづくりに関する情報を共有し、信頼に裏打ちされた協働の関係を確立することが求められています。

まちづくりは、そこに暮らす人々がまちのあり方を選択し、実践する中で、自主的かつ自律的に進められなければなりません。全国に先駆けて行政活動への市民参加の実践を積み重ねてきた私たちは、これまでの取り組みを土台として、協働によるまちづくりをさらに確固たるものとするため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、石狩市のまちづくりに関する基本理念及び原則を示すとともに、まちづくりに関する市民の権利と責務、市議会及び執行機関の責務並びに市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 石狩市に居住する個人及び石狩市に主たる事務所を置く法人をいう。
- (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 住民
 - イ 石狩市内で就業、就学その他の継続的な活動を行う者
 - ウ 石狩市内で営業し、又は活動する法人又は団体
- (3) 石狩市 自治体としての石狩市をいう。
- (4) 市 石狩市の議会及び執行機関をいう。
- (5) まちづくり 市民が心豊かに、活力にあふれ、健やかに活動することができる石狩市を実現するために求められる公共的な活動をいう。
- (6) 協働 複数の主体が、まちづくりに関する共通の目標を達成するため、それぞれの役割を果たしながら、相互に補完し、協力することをいう。
- (7) 地域コミュニティ組織 石狩市内の一定の地域を活動範囲として、その地域の関心事、課題等を解決するために活動する市民組織をいう。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、石狩市のまちづくりに関する最高規範であり、市及び市民は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、条例の制定、計画の策定その他の市政運営に当たっては、この条例の内容との整合を図らなければならない。

(まちづくりの基本原則)

第4条 石狩市のまちづくりは、市民が主役であるとの共通認識のもと、市民及び市又は市民同士の協働により進めることを基本とする。

2 石狩市のまちづくりは、市民及び市がまちづくりに関する情報を共有しながら進めることを基本とする。

3 石狩市のまちづくりは、未来の市民への責任を自覚し、持続可能性を確保しながら進めることを基本とする。

第2章 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、主体的かつ平等にまちづくりに参加することができる。

2 市民は、市政に関する情報を知り、及び市政に関する説明を求めることができる。

3 市民は、石狩市内において、安全で安心して生活し、又は活動する環境を求めることができる。

(市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体として、その役割を自覚するとともに、互いを尊重しつつ、協働によるまちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。

第3章 議会及び議員

(議会の役割及び責務)

第7条 議会は、石狩市の意思決定機関であり、執行機関の市政運営を監視し、及びけん制する役割を果たす。

2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、広く市民の声を聴く機会を設けるなど、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。

3 議会は、議事機関としての責務を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望を持って活動しなければならない。

4 議会は、会議の公開を原則とし、市民との情報の共有化を図るため、積極的に情報を提供するよう努めなければならない。

5 議会は、議会の活性化を推進するため、自ら不断の議会改革に努めなければならない。

(議員の責務)

第8条 議員は、議会の役割及び責務を果たすため、誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、まちづくりに関する調査研究を積極的に行い、政策提言の充実に努めなければならない。

3 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにし、議会活動を推進することにより政治責任を果たすよう努めなければならない。

4 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、討議の活性化に努めなければならない。

(議会事務局)

第9条 議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事務局機能の充実に努めるものとする。

第4章 執行機関及び職員

(市長の責務)

第10条 市長は、石狩市の代表者として、住民の信託に応えるとともに、執行機関及び市内の公共的団体等がこの条例の趣旨を体現しながらそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な総合調整を適切に行わなければならない。

2 市長は、就任に当たり、この条例の趣旨にのっとり職務を遂行することを、公の場において表明しなければならない。

(執行機関の責務)

第11条 執行機関は、公正に、誠実に、かつ、透明性の向上が図られるよう市政を執行しなければならない。

2 執行機関は、市民の意見を積極的に把握し、市政に適切に反映させるよう努めなければならない。

3 執行機関は、市政に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。

(市職員の責務)

第12条 市職員は、全体の奉仕者であることを常に自覚し、市民の視点に立って、公正、誠実かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、市民との協働に積極的に取り組まなければならない。

3 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めなければならない。

第5章 行政運営の原則

(市政運営の原則)

第13条 市政は、石狩市の実情を十分踏まえつつ、自主的、自律的かつ総合的なまちづくりに寄与するように運営されなければならない。

2 市は、前項の趣旨にのっとり、まちづくりに必要となる条例等の制定改廃及び法令の解釈を適切に行わなければならない。

(情報公開)

第14条 市は、市政に関する情報を、市民の請求に応じ、又は自ら積極的に市民に提供するための措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第15条 市は、個人情報の適正な収集及び管理並びに適切な開示、訂正及び利用停止を行うための措置を講じなければならない。

(総合計画)

第16条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画(以下これらを総称して「総合計画」という。)を策定するものとする。

2 前項の基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経なければならない。

3 総合計画は、この条例の理念にのっとり策定されるとともに、市民意識又は社会経済情勢等の変化に応じて、適切に見直されなければならない。

4 執行機関は、総合計画との整合性を確保しながら、施策を実施しなければならない。

(行政改革)

第17条 市長は、最少の経費で最大の市民福祉を図るため、不断の行政改革に取り組まなければならない。

2 市長は、行政改革の目標及びこれを実現するための施策の大綱を定めた計画を策定するものとする。

(行政評価)

第18条 執行機関は、実施する施策について、客観的かつ効率的な評価を行わなければならない。

2 執行機関は、前項の評価結果を踏まえ、その実施する施策について必要な見直しを行うものとする。

(財政運営)

第19条 市長は、市の財政状況に関する情報を、市民に分かりやすく提供しなければならない。

2 市長は、財源及び財産の効果的かつ効率的な活用を図らなければならない。

3 市長は、健全な財政運営を確保するための計画を策定するものとする。

(組織編成)

第20条 市の組織は、市民に分かりやすく、簡素で、効率的かつ機能的にその目的を達成できるよう編成されなければならない。

2 市の組織は、適切に連携、情報交換等を行い、総合的に活動の効果を上げるよう運営されなければならない。

ならない。

(職員育成)

第21条 市長は、専門的な知識、技能及び高い倫理観を有し、市政の課題への的確な対応能力を備えた職員を育成するため、必要な措置を講じなければならない。

(行政手続)

第22条 執行機関は、市政運営における公平性の確保と透明性の向上を図り、市民及び利害関係者の権利利益を保護するため、処分、届出、行政指導等に関して、共通する事項を定めなければならない。

(危機管理)

第23条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、市民意識の啓発に努めるとともに、総合的な危機管理を図るために必要な措置を講じなければならない。

第6章 協働によるまちづくりの推進

(協働によるまちづくりの推進)

第24条 協働によるまちづくりに参加するものは、参加する市民の自主性及び各主体の特性を尊重するとともに、互いが対等な関係にあることに配慮するものとする。

2 市は、協働によるまちづくりの機会を積極的に創出するよう努めなければならない。

3 市は、まちづくりを目的として主体的に活動する市民の自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行うことができる。

(行政活動への市民参加の推進)

第25条 執行機関は、施策の立案、実施及び評価の各過程において、適切な市民参加の機会が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 執行機関は、市政の重要事項又は市民の関心の高い事項について、その決定前に市民の意見を聴く機会を設け、提出された意見を真摯に検討するための措置を講じなければならない。

3 執行機関は、審議会等に市民の多様な意見を反映するため、委員の公募、男女比率への配慮その他の必要な措置を講じるものとする。

(地域コミュニティ組織)

第26条 住民は、協働によるまちづくりを進める上で地域コミュニティ組織が果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努めるものとする。

(住民投票)

第27条 市は、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼすなどの事由により、住民の意思を直接確認した上で決定すべきと判断した事案については、別に条例を定め、住民投票を実施するものとする。

2 市長及び議員は、住民投票の結果を最大限尊重しなければならない。

3 投票資格その他住民投票の実施について必要な事項は、その都度別に条例で定める。

第7章 他の自治体等との連携協力

(市外の人々等との連携)

第28条 市民及び市は、必要に応じて、市民以外の個人、法人、団体等との協働及び連携関係を深め、石狩市のまちづくりをより効果的に進めるよう配慮するものとする。

(他の自治体等との協力)

第29条 石狩市は、他の市町村との連携及び協力関係の構築に努め、共通する課題の解決を図るものとする。

2 石狩市は、国及び北海道に対し、役割分担のもと対等の関係でまちづくりを進める立場から、石狩市のまちづくりに必要な協力を求め、及び必要な施策の提案等を行うものとする。

第8章 条例の見直し

(条例の見直し)

第30条 市は、5年を超えない期間ごとにこの条例が社会情勢の変化等に適合したものであるかどうかについて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(石狩市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)
- 2 石狩市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。
(次のよう省略)

附 則（平成25年3月28日条例第1号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○ 石狩市自治基本条例解説

平成25年4月1日改正版

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 市民（第5条・第6条）
- 第3章 議会及び議員（第7条—第9条）
- 第4章 執行機関及び職員（第10条—第12条）
- 第5章 行政運営の原則（第13条—第23条）
- 第6章 協働によるまちづくりの推進（第24条—第27条）
- 第7章 他の自治体等との連携協力（第28条・第29条）
- 第8章 条例の見直し（第30条）

附則

前文

石狩湾に沿って南北に伸びる私たちの石狩市は、海と川と森に代表される厳しくも豊かな自然に恵まれ、先人が営々と培ってきた歴史と文化を誇り、世界に開かれた石狩湾新港を核とした活力がみなぎるまちです。

私たちは、この石狩市を地域の特色を生かしながら、市民が自立していきいきと躍動し、平和で、安全に、安心して活動できるまちとして、次の世代に引き継いでいきたいと念願しています。

そのためには、まず、自治の主役である市民が、等しくまちづくりの主体として尊重される中でそれぞれの役割を認識し、積極的にまちづくりに取り組むとともに、市民と市がまちづくりに関する情報を共有し、信頼に裏打ちされた協働の関係を確立することが求められています。

まちづくりは、そこに暮らす人々がまちのあり方を選択し、実践する中で、自主的かつ自律的に進められなければなりません。全国に先駆けて行政活動への市民参加の実践を積み重ねてきた私たちは、これまでの取り組みを土台として、協働によるまちづくりをさらに確固たるものとするため、この条例を制定します。

【解説】

条例制定の背景となっている認識や考えなどを分かりやすく伝え、条例解釈の指針とするため、この条例に前文を置くこととしました。前文は、4つの段落で構成しています。

第1段落は、条例策定の大前提となる「まち」に対する現状認識を明らかにした部分で、地勢、自然、歴史、活力などから石狩市の特徴を謳っています。

第2段落は、今後、石狩市が目指すべきまちづくりの目標を示しています。合併後の新生石狩市は、①石狩・厚田・浜益などの地域の特色を生かした中で、②市民が自立して躍動することにより、③平和・安全・安心な環境を作り、④次世代に引き継ぐ、という4つの要素を満たすようなまちづくりを目指すこととしました。第1段落と第2段落の内容は、平成19年に定められた市民憲章の内容とも整合させています。

第3段落では、目指すまちの姿を実現するために求められる「地域の行動原則」として、2つの要素を取り上げています。1つは、すべての市民は自治の主役であって、まちづくりの主体として尊重される中で、各自の役割を認識し、積極的にまちづくりに取り組むことであり、もう1つは、市民と市が情報を共有し、信頼に裏打ちされた協働の関係を確立することです。この2つの要素は石狩市の

まちづくりの理念となるものであり、石狩市の自治基本条例は、こうした考え方を具現化することを強く意識しながら制定することを示しています。

第4段落は、自治基本条例を制定する動機を表現しています。地方分権時代のまちづくりは、そこに暮らす人々の選択と実践の中で自主的・自律的に進めなければなりません。この点、石狩市は「市民の声を活かす条例」により、これまで市役所の政策形成過程への市民参加の実践を進め、一定の成果を挙げてきています。この経験を土台とすれば、協働のまちづくりをさらに確固たるものとする事ができるはずで、そうした動機の下に自治基本条例を定めることを明らかにしています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、石狩市のまちづくりに関する基本理念及び原則を示すとともに、まちづくりに関する市民の権利と責務、市議会及び執行機関の責務並びに市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

【解説】

・第1章では、条例の目的や、重要な用語、条例を貫く考え方などを明らかにしています。

・地方分権の進展により、自治体には個性豊かで活力ある地域社会を作るため、自らの責任と判断で自律的にまちづくりを進めることが求められています。一方では、市民意識の多様化、高度化により、自治体には新たな公共的課題が絶えず生まれています。これからの自治体は、こうした課題に対応しながら、地方分権時代に求められるまちづくりを進めていかなければなりません。

しかし、これまでのような市役所が行う画一的な行政サービスに頼ったまちづくりでは、厳しい財政状況も相まって、これらの課題のすべてに対応することが難しい状況にあります。

こうした隘路を打開するためには、地域を構成する市民、団体、企業、行政などの各主体が、互いに役割と責任を分担し、協力しながら地域の公共的課題を解決することが鍵になります。このように多様な主体が、協力してまちづくりを進めていくためには、共通の目標（まちづくりの理念）を設定した上で、それを達成するために必要な協力の枠組み（まちづくりの原則）と、各主体の役割や責任（まちづくりに関する権利や責務）を明確にする必要があります。

・また、今後もまちづくりの中で大きな役割を担う市の機関の活動原則についても定める必要があります。

・この条例は、こうしたことを定めることにより、市民が自ら担う（市民自治）まちづくりを実現しようとするものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 石狩市に居住する個人及び石狩市に主たる事務所を置く法人をいう。
- (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 住民
 - イ 石狩市内で就業、就学その他の継続的な活動を行う者
 - ウ 石狩市内で営業し、又は活動する法人又は団体
- (3) 石狩市 自治体としての石狩市をいう。
- (4) 市 石狩市の議会及び執行機関をいう。
- (5) まちづくり 市民が心豊かに、活力にあふれ、健やかに活動することができる石狩市を実現するために求められる公共的な活動をいう。
- (6) 協働 複数の主体が、まちづくりに関する共通の目標を達成するため、それぞれの役割を果たしながら、相互に補完し、協力することをいう。
- (7) 地域コミュニティ組織 石狩市内の一定の地域を活動範囲として、その地域の関心事、課題等を解決するために活動する市民組織をいう。

【解説】

- ・第2条は、この条例の中で使用する重要な用語の意味を明らかにしています。
- ・「住民」とは、地方自治法でいう住民と同じく、市内に住民登録又は外国人登録がある人及び市内に主たる事務所を置く法人をいいます。(第1号)
- ・「市民」とは、前号の「住民」のほか、市外から市内に通勤、通学等する人や市内で活動する法人・団体など、市内で継続的に活動する主体を広く指すこととしています。これらの人や団体は、その行動や事業活動などを通して地域や住民と深くつながっていることも多く、新たな公共的課題を生み出したり、その活動が石狩市のまちづくりに大きく寄与することが期待されることから、これらの主体もまちづくりの主役として「市民」に含めることとしました。(第2号)
- ・「石狩市」とは、地方自治体としての石狩市を指します。(第3号)
- ・「市」とは、自治体としての石狩市に置かれている議事機関の議会と市長や教育委員会などの執行機関を総称したものです。(第4号)
- ・「まちづくり」とは、石狩市において求められる公共的課題に対応するための活動や、石狩市が目指すべきまちの姿の実現につながるような活動を総称したものです。条文では、そうした活動の例示として、「市民が心豊かに、活力にあふれ、健やかに活動することができる石狩市を実現するために求められる公共的な活動」と表現しています。(第5号)
- ・各主体がともにまちづくりを担う際のあるべき関係を「協働」とし、「協働」とは①まちづくりに関わる複数の主体の参加、②目標の共有、③各主体の役割の完遂、④相互補完、相互協力の4つを満たす状態であるとしています。(第6号)
- ・「地域コミュニティ組織」とは、町内会、自治会、高齢者クラブ、子ども会など、地域に密着した活動を行う中で、会員の親睦とともにそれぞれの地域に根ざしたまちづくりを展開している組織を指します。これらの組織は、協働のまちづくりを進める上で大きな役割を果たすことが期待されることから、この条例で定義付けをしています。(第7号)

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、石狩市のまちづくりに関する最高規範であり、市及び市民は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、条例の制定、計画の策定その他の市政運営に当たっては、この条例の内容との整合を図らなければならない。

【解説】

・この条例が、石狩市のまちづくり、つまり石狩市がこれからの自治体に求められる役割を果たしていく上での基本的な理念や仕組みを定めるものであることから、石狩市のまちづくりに関する最上位の条例として位置付けることを明らかにしています。(第1項)

・法体系上は、個々の条例間に上下の関係はありませんが、第1項で明らかにしたこの条例の位置付けに基づき、石狩市としては他の条例・規則等、計画、施策等についてもこの条例と整合を図るようにより、市の諸活動が全体としてこの条例の趣旨や理念にのっとり行われるようにすることをねらいとしています。(第2項)

(まちづくりの基本原則)

第4条 石狩市のまちづくりは、市民が主役であるとの共通認識のもと、市民及び市又は市民同士の協働により進めることを基本とする。

2 石狩市のまちづくりは、市民及び市がまちづくりに関する情報を共有しながら進めることを基本とする。

3 石狩市のまちづくりは、未来の市民への責任を自覚し、持続可能性を確保しながら進めることを基本とする。

【解説】

・第1条でも明らかにしたように、今後石狩市が自主性、自律性を保ちながら、地域の公共的課題に対応していくためには、このまちで暮らし、活動するあらゆる主体(市民)が主役となり、市や市民同士が協働するなどして、まちづくりの取り組みを展開する必要があります。このことから、まちづくりの第1の基本原則を「協働」としました。(第1項)

・さまざまな主体同士が協働してまちづくり活動を行う場合には、当事者が、その活動の目的やそれが求められている背景などの情報を共有する必要があります。また、協働の輪を広げていくためには、当事者だけではなく、まちづくりに関する情報をできるだけ地域で共有し、活動の透明性を高め、共感を広げていくことも必要です。このことから、まちづくりの第2の基本原則を「情報共有」としました。(第2項)

・今の石狩市は、先人の英知と努力によって守られ、育てられ、そして引き継がれてきたものです。私たちに、この石狩市をさらに良いまちとして次代に引き継いでいく責務があります。そう考えると、自然や環境、地域社会の姿、財政状況などあらゆる面で、私たちの活動が将来の市民に大きな影響を及ぼすことが分かります。そうしたことを自覚し、その場限りではなく、将来にわたって持続できるようなまちづくりを進めることが大切です。このことから、まちづくりの第3の基本原則を「持続可能性の確保」としました。(第3項)

第2章 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、主体的かつ平等にまちづくりに参加することができる。

2 市民は、市政に関する情報を知り、及び市政に関する説明を求めることができる。

3 市民は、石狩市内において、安全で安心して生活し、又は活動する環境を求めることができる。

【解説】

・第2章では、石狩市のまちづくりにおける市民の権利と責務について定めています。

・これからは、市の機関以外にも多様な主体が「市民」として相互に連携、協力してまちづくりを担っていくことになるため、それらの主体間の関係についての基本的なルールが必要となります。このルールを、①他の主体に対して主張したり、自由に行使できる資格等としての「権利」、②権利を行使するに当たり果たすことが期待される責任や役割としての「責務」に分けて明らかにしています。

・市民はまちづくりの主体として、他からの干渉や強制を受けることなく、自らの意思によって、まちづくりに関するさまざまな活動をしたり、行政の活動に意見や提案をすることができます。この場合にどのような形で参加するかは、年齢、障がいの有無、個人や団体の別などの属性によってさまざまなパターンがあり得ますが、「まちづくりの主体」としての市民はみな平等であって、属性による不合理な差別や取り扱いをされることはないということを明らかにしています。(第1項)

・第4条第2項でも記したように、協働のまちづくりを進める上で「情報」は非常に重要な役割を果たします。このため、第2項ではまちづくりのうち市が担う活動(市政)に関する情報を知ることを市民の権利として位置付けたものです。

既に石狩市には情報公開制度がありますが、本項の内容はこの裏付けとなるものです。また、情報を知るだけでなく、市政に関する情報について分かりやすく整理された形で説明を求めることも「権利」として保障しています。(第2項)

・自治体の最も基本的な役割は、身近な防犯、交通安全、防災等、市民が安全で安心して暮らせる環境を守ることだと考えられます。また、平和都市宣言を行っている石狩市においては、市民が平和に暮らす環境を整えることも健全なまちをつくるための基本的な条件であると考えます。なお、この権利は、行政に対してだけでなく、個人間でも主張できるものと考えられます。(第3項)

(市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体として、その役割を自覚するとともに、互いを尊重しつつ、協働によるまちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。

【解説】

・まちづくりにどのように関わるかは、まちづくりの主体である個々の市民が自ら決めるべきことです。従って、まちづくりにまったく関わらないという判断も尊重されなければなりません。しかし、すべての市民がこうした判断をするなら、まちづくりは破綻してしまいます。

このジレンマを突破するためには、自分はまちづくりの主体だということを個々の市民がまず自覚することが必要となります。自覚が備わることで、協働のまちづくりに参加することが一種のモラルとして意識されるようになると期待されます。また、個々の市民はまちづくりの主体として平等ですから、他者の判断や活動については尊重しあうことが必要です。(第1項)

・まちづくりに参加する場合には、自分の発言や行動に責任を持つことが求められます。協働によるまちづくりを進める場での無責任な言動は、他者のまちづくりへの参加意欲を損なうことにもつながりかねないことから、このことをまちづくり参加権を行使する際の責務として定めています。(第2項)

第3章 議会及び議員

(議会の役割及び責務)

第7条 議会は、石狩市の意思決定機関であり、執行機関の市政運営を監視し、及びけん制する役割を果たす。

2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、広く市民の声を聴く機会を設けるなど、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。

3 議会は、議事機関としての責務を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望を持って活動しなければならない。

4 議会は、会議の公開を原則とし、市民との情報の共有化を図るため、積極的に情報を提供するよう努めなければならない。

5 議会は、議会の活性化を推進するため、自ら不断の議会改革に努めなければならない。

【解説】

・議会は、住民から直接選挙で選ばれた議員で構成されており、同じく直接選挙で選ばれた市長とは、互いの権限を尊重し均衡を保ちながらまちづくりを進める役割を担っています。従ってここでは、議会が石狩市の主要な意思決定を議決する役割を持つとともに、執行機関の市政運営が民主的で効率的、公正かつ適正に行われているかを絶えず監視し、及びけん制する機能を果たすことを規定しています。(第1項)

・第1条の「目的」では、市民自治によるまちづくりを実現することがこの条例の目的であることを明らかにしています。議会は、常任委員会の公聴会や参考人制度の活用などにより、まちづくりの主役である市民の意思を広く把握し、政策の形成に反映させることを通して、その目的達成を図ることを規定しています。(第2項)

・議会は、所定の事案について議決により自治体意思を決定する議事機関としての権限を持っていますが、その役割と果たすべき責務を常に自覚し、将来にわたって、望ましい石狩市の実現のためにあらゆる公共的な活動のあり方、つまり、まちづくりの展望を持った活動をしていかなければならないことを規定しています。(第3項)

・議会は、既に、本会議はもとより常任委員会、特別委員会を含め会議を公開し、開かれた議会運営を推進していますが、第4条の「まちづくりの基本原則」で定めた市民との情報の共有を図るため、より積極的な情報提供に努めなければならないと規定しています。(第4項)

・議会が住民の信託に応えるためには、その役割や責務を十分に果たせるよう、議会の活性化を推進しなければなりません。そのために、より良い議会を目指し、常に議会改革の推進に努めなければならないと規定しています。(第5項)

(議員の責務)

第8条 議員は、議会の役割及び責務を果たすため、誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 議員は、まちづくりに関する調査研究を積極的に行い、政策提言の充実に努めなければならない。
- 3 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにし、議会活動を推進することにより政治責任を果たすよう努めなければならない。
- 4 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、討議の活性化に努めなければならない。

【解説】

- ・議員が住民の信託に応えるためには、議員活動を通して議会がその役割と責務を果たすようにしていく必要があります。このため、例えば議会の調査権や議案の提案権を積極的に活用するなどして、誠実に職務の遂行に努めなければならないことを規定しています。(第1項)
- ・地方分権時代の議会には政策形成機能の充実が求められていることを踏まえ、議員は、まちづくりに関する調査研究を自ら積極的に行い、政策提言の充実に努めなければならないと規定しています。各議員がこうした活動を行うことにより、議会の政策形成機能も高まっていくと考えられます。(第2項)
- ・議員は、まちづくりに対する自らの考えを明らかにし、その公約や発言等に責任を持って議員活動に取り組むことが、その政治責任を果たすうえで重要な要素のひとつであることからこうした規定を設けています。(第3項)
- ・議会は、言論の府として議事を通じて市の意思を決定する機関です。議員はこのことを十分認識し、議会における討議の充実に図り、議論を尽くして結論を導き出すよう、討議の活性化に努めなければならないことを規定しています。(第4項)

(議会事務局)

第9条 議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事務局機能の充実に努めるものとする。

【解説】

- ・議会が第7条で明らかにした役割と責務を果たし、審議の充実に図るためには、議会事務局の補佐機能の充実が必要であり、議会事務局の機能充実に努めることを規定しています。

第4章 執行機関及び職員

(市長の責務)

第10条 市長は、石狩市の代表者として、住民の信託に応えるとともに、執行機関及び市内の公共的団体等がこの条例の趣旨を体現しながらそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な総合調整を適切に行わなければならない。

- 2 市長は、就任に当たり、この条例の趣旨にのっとり職務を遂行することを、公の場において表明しなければならない。

【解説】

- ・市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員は、執行機関として具体的に市政を推進する権限を持っています。こうした権限は、住民からの信託に発するものですから、この条例の中で、その信託に応えられるような執行機関や市職員のあり方を、責務として明らかにしています。
- ・市長は、いわゆる市長部局といわれる執行機関の長として、他の執行機関と同様の責務を負うほか、住民の直接選挙によって選ばれた石狩市の統轄代表者として、執行機関相互の行動や公共的団体の指揮

監督をするなど、特別な地位や権限をもっています。このため、市長がこれらの権限を行使するに当たっては、住民の信託に応えるとともに、各執行機関や公共的団体の活動が一体となってこの条例に立脚したまちづくりが進められるよう、適切にリーダーシップを発揮すべきことを定めたものです。(第1項)

・市長の持つ重大な責務にかんがみ、市長就任時には、例えば所信表明などの公の場で、この条例ののっとり職務を遂行することを市民に対して表明することとしています。(第2項)

(執行機関の責務)

第11条 執行機関は、公正に、誠実に、かつ、透明性の向上が図られるよう市政を執行しなければならない。

- 2 執行機関は、市民の意見を積極的に把握し、市政に適切に反映させるよう努めなければならない。
- 3 執行機関は、市政に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。

【解説】

・ここでは、協働のパートナーとして、執行機関が市民に信頼されるようになるための基本事項3つを責務として定めています。

1つ目は、公正に、誠実に職務を遂行することと合わせて、執行機関が持つ情報や政策の内容、意思決定の過程などを明らかにするなどの市政に関する透明性をさらに向上させること(第1項)、2つ目は、執行機関は、市民と協働してまちづくりを進めるために市民の考えや活動内容を積極的に把握するように努めること(第2項)、3つ目は、単に市政情報の公開にとどまらず、市民に分かりやすい形で情報を提供するように努める(第3項)ということの規定しています。

(市職員の責務)

第12条 市職員は、全体の奉仕者であることを常に自覚し、市民の視点に立って、公正、誠実かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

- 2 市職員は、市民との協働に積極的に取り組まなければならない。
- 3 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めなければならない。

【解説】

・市民にとって市職員は、直接関わる機会が多い身近な存在であることから、職員の対応ひとつが執行機関への信頼を大きく左右することになります。このため、市民に信頼される職員であるために求められる基本的な事項を責務として決めました。①全体の奉仕者であることを公私にわたり自覚し、市民の視点に立って、公正誠実かつ能率的に職務の遂行に努めること(第1項)、②協働のまちづくりを基本原則とする石狩市の職員として、職務の遂行に当たり、市民との協働に積極的に取り組むこと(第2項)、③事務処理や政策形成、問題解決その他の能力など、職務を遂行する上で求められる能力の向上と、たゆまぬ自己研鑽の努力を求めています。(第3項)

・また、こうした責務の自覚を高めるため、職員採用時にこれらのことを宣誓することとしています。

《関連条例・制度》 職員のサービスの宣誓に関する条例

第5章 行政運営の原則

(市政運営の原則)

第13条 市政は、石狩市の実情を十分踏まえつつ、自主的、自律的かつ総合的なまちづくりに寄与するように運営されなければならない。

2 市は、前項の趣旨にのっとり、まちづくりに必要となる条例等の制定改廃及び法令の解釈を適切に行わなければならない。

【解説】

・第5章では、自治基本条例で定めるまちづくりの基本原則や市民の権利などを具体化するために市が守らなければならない原則的な事項を明らかにしています。

・地方自治法により、自治体は、地域における事務を自主的・総合的に実施する役割を負っています。この条例の中での「まちづくり」とは、石狩市において求められる公共的課題に対応するための活動や、石狩市が目指すべきまちの姿の実現につながるような活動を総称したものであり、「市政」とは、まちづくりのうち市の機関が担う部分を指します。これらを考え合わせると、市政運営は、自主的かつ総合的な石狩市のまちづくり全体に寄与するものでなければなりません。その場合は、机上の論理だけでなく、石狩市の実情を踏まえながら進めていくことについても規定しています。(第1項)

・市の機関が行う活動は法律や条例に基づくことが基本であることから、法令の解釈や条例等の制定改廃は市政の重要な要素となります。このため、まちづくりを進めるために市が行うこれらの事務は、第1項で明らかにした基本姿勢にのっとり、適切に行うこととしています。(第2項)

(情報公開)

第14条 市は、市政に関する情報を、市民の請求に応じ、又は自ら積極的に市民に提供するための措置を講じなければならない。

【解説】

・第5条に規定する市政情報を知る権利を具体化するための措置として、市政に関する情報を請求に応じて提供する仕組みと、請求を待たずに積極的に市民に提供する仕組みの2つを講じることを市に義務付けています。

・今後、協働によるまちづくりをさらに進めていくためには、市政に関する情報の公開・提供に関する制度を、必要に応じて充実させていくことが基本となります。

《関連条例・制度》 情報公開条例、市民の声を活かす条例、公告式条例、監査委員条例など

(個人情報保護)

第15条 市は、個人情報の適正な収集及び管理並びに適切な開示、訂正及び利用停止を行うための措置を講じなければならない。

【解説】

・市政を円滑に執行するため、市は多くの個人情報を持つことが認められていますが、こうしたことが認められるのは、当然に市がその個人情報を適正に収集し、管理することが前提となっています。このため、個人情報の適正収集及び適正管理並びに開示、訂正及び利用停止などの必要な措置を講じることを市に義務付けています。

《関連条例・制度》 個人情報保護条例

(総合計画)

第16条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（以下これらを総称して「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 前項の基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経なければならない。

3 総合計画は、この条例の理念にのっとり策定されるとともに、市民意識又は社会経済情勢等の変化に応じて、適切に見直されなければならない。

4 執行機関は、総合計画との整合性を確保しながら、施策を実施しなければならない。

【解説】

・総合計画の基本部分である基本構想は、平成23年の地方自治法の改正で法的な策定義務がなくなり、その策定と議会の議決を経るかどうかは市の判断に委ねられました。まちの将来像を市民と共有し、総合的かつ計画的な行政運営を行っていくためには、基本構想とこれを実現するための計画は必要であると判断し、引き続き総合計画として策定することを市長に義務付けています。（第1項）また、基本構想を策定する際は、これまでと同様に議会の議決を経ることを決めました。（第2項）本条ではこのほか、総合計画は自治基本条例の理念にのっとり定めることと、情勢の変化に応じて適切に見直すことについても定めています。（第2項）

《関連条例・制度》 総合計画、総合計画策定審議会条例

(行政改革)

第17条 市長は、最少の経費で最大の市民福祉を図るため、不断の行政改革に取り組まなければならない。

2 市長は、行政改革の目標及びこれを実現するための施策の大綱を定めた計画を策定するものとする。

【解説】

・最少のコストで最大の市民サービスを実現することが執行機関に課せられた使命であり、そのための具体的な取り組みが「行政改革」です。こうしたことを踏まえ、この条例の中では不断に行政改革に取り組むこと（第1項）と、行政改革を推進するための計画を策定することを市長に義務付けています。（第2項）

《関連条例・制度》 行政改革大綱、行政改革懇話会設置要綱

(行政評価)

第18条 執行機関は、実施する施策について、客観的かつ効率的な評価を行わなければならない。

2 執行機関は、前項の評価結果を踏まえ、その実施する施策について必要な見直しを行うものとする。

【解説】

・限りある市の予算や人員を最大限に活用するためには、事業や施策の効果を測定して、役割が終わったものは廃止し、優先的に取り組むべきものには行政資源を集中するなど、メリハリをつけた資源の配分が必要です。このため、執行機関には、客観的・効率的な施策（事務事業、施策、政策）評価の実施と、その結果を踏まえて必要な施策の見直しを行うことを義務付けています。

《関連条例・制度》 行政評価制度（事務事業、施策、政策）

(財政運営)

第19条 市長は、市の財政状況に関する情報を、市民に分かりやすく提供しなければならない。

- 2 市長は、財源及び財産の効果的かつ効率的な活用を図らなければならない。
- 3 市長は、健全な財政運営を確保するための計画を策定するものとする。

【解説】

・財政制度は複雑なものですが、石狩市が自主的・自立的なまちづくりを進めていくためには、その主役である市民が市の財政状況を理解することが必要です。このため、市長には、市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすい形で提供することを義務付けています。(第1項)

・また、まちづくりの持続可能性を確保する上で、計画的で効率的な財政運営は欠かせないものであり、こうした観点から、財源や財産の効果的かつ効率的な活用と健全財政を確保するための計画を策定すること(第2項・第3項)としています。

《関連条例・制度》 財政規律ガイドライン、財政状況の公表に関する条例、財務関係の各種条例等

(組織編成)

第20条 市の組織は、市民に分かりやすく、簡素で、効率的かつ機能的にその目的を達成できるよう編成されなければならない。

- 2 市の組織は、適切に連携、情報交換等を行い、総合的に活動の効果を上げるよう運営されなければならない。

【解説】

・執行機関をはじめとする市の組織に求められる原則として、まちづくりの主役である市民にとって分かりやすく、簡素であり、効率的・機能的に組織目的を達成するよう編成することを定めています。(第1項)

・また、組織間で適切に連携・情報交換等を行って、いわゆる「縦割り」に陥らず、組織全体として総合的に効果を上げることが組織の命題であることを確認的に規定しています。(第2項)

《関連条例・制度》 副市長定数条例、部設置条例、各種組織関係規則等

(職員育成)

第21条 市長は、専門的な知識、技能及び高い倫理観を有し、市政の課題への的確な対応能力を備えた職員を育成するため、必要な措置を講じなければならない。

【解説】

・市の職員は、市が担うまちづくりに重要な役割を果たすことから、第12条では職員の責務を規定していますが、そのような職員を育成することは任命権者の役割です。そうした観点から、職員を育成するために必要な措置を講じることを市長の義務として定めています。

《関連条例・制度》 職員研修規程、職員服務規程、職員倫理規程等

(行政手続)

第22条 執行機関は、市政運営における公平性の確保と透明性の向上を図り、市民及び利害関係者の権利利益を保護するため、処分、届出、行政指導等に関して、共通する事項を定めなければならない。

【解説】

・協働のまちづくりを進めていくためには、市が許認可などの権限を行使する際にも透明性を高め、市民や利害関係者の権利利益を適切に保護することにより、市の行政手続に対する信頼を確保する必要があります。このため、執行機関がその地位に基づいて行う許認可、行政指導、届出の受付け、命令などの行為について、共通の事項を定めることを義務としています。

《関連条例・制度》 行政手続条例、市民の声を活かす条例

(危機管理)

第23条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、市民意識の啓発に努めるとともに、総合的な危機管理を図るために必要な措置を講じなければならない。

【解説】

・安全・安心な環境を求める市民の権利を具現化するためには、災害、犯罪、交通事故などから市民を守るための危機管理体制を地域で構築することが必要です。また、真に実効性のある危機管理は、個々の市民の自覚を高めることなしには実現できません。このため、市長には、市民意識の啓発も含め、総合的な危機管理を図るために必要な措置を講じることを義務としています。

《関連条例・制度》 国民保護計画、地域防災計画、交通安全基本条例、生活安全条例

第6章 協働によるまちづくりの推進

(協働によるまちづくりの推進)

第24条 協働によるまちづくりに参加するものは、参加する市民の自主性及び各主体の特性を尊重するとともに、互いが対等な関係にあることに配慮するものとする。

2 市は、協働によるまちづくりの機会を積極的に創出するよう努めなければならない。

3 市は、まちづくりを目的として主体的に活動する市民の自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行うことができる。

【解説】

・まちづくりの基本原則の大きな柱となる「協働のまちづくり」を進めるためには、行政と市民双方に一定の認識や取り組みが求められることが少なくないことから、第6章では、これらの必要な事項を定めています。

・「協働」とは、複数の主体が、まちづくりに関する共通の目標を達成するため、それぞれの役割を果たしながら、相互に補完協力することです。(第2条第6号) こうした協働に実際に参加する際は、参加する市民の自主性と各主体の特性(自分との違い)を尊重するとともに、互いが対等な関係(強制や押し付けをしない、下請けにはならない)にあることに配慮することとし、これらを通して、相互の理解を深め、信頼関係を構築していく必要があることを明らかにしています。(第1項)

・市は権限、財源、人的資源を持ち、今後もまちづくりの大きな部分を担うことから、協働によるまちづくりが進むかどうかは、市が、「仕方がなく」協働するか「進んで」協働するかによって、大きく違ってくると思われます。このため、市が積極的に協働の機会の創出に努めることを求めています。

なお、「積極的に創出」とは、市が市民に協働を呼びかけるばかりでなく、市民からの協働の提案を実現させるよう努力することや、市民間の協働の橋渡しをするなど、多面的な役割を担うことを意味しています。(第2項)

・市は協働のまちづくりを進める上においても、協働を担う市民の自主性や自立性を損なわないように

しなければなりません。それと同時に、これらの担い手の状況によっては、さまざまな形で支援を行うことも必要になってくるため、このように規定しています。この場合の支援は金銭的なものに限らず、情報の発信や提供、人材育成、活動のための環境づくりなどさまざまなパターンが考えられます。(第3項)

(行政活動への市民参加の推進)

第25条 執行機関は、施策の立案、実施及び評価の各過程において、適切な市民参加の機会が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 執行機関は、市政の重要事項又は市民の関心の高い事項について、その決定前に市民の意見を聴く機会を設け、提出された意見を真摯に検討するための措置を講じなければならない。

3 執行機関は、審議会等に市民の多様な意見を反映するため、委員の公募、男女比率への配慮その他の必要な措置を講じるものとする。

【解説】

・協働によるまちづくりを進めるためには、まちづくりの大きな部分を担っている執行機関の活動（行政活動）の立案、実施、評価の各過程で、まちづくりの主役である市民が参加する場面を適切に設けることが欠かせないことから、執行機関に適切な市民参加の機会を確保するための措置を講じる義務を課しています。なお、「適切な」とは、行政活動に求められる効率性や費用対効果の向上などと、市民参加の要請とのバランスを適度に保つことを示しています。(第1項)

・行政活動の立案の中でも、特に市政の重要事項や市民の関心の高い事項については、必ず決定前に市民の意見を聴き、提出された意見を真摯に検討するための仕組みを整える義務を執行機関に課しているもので、市民の声を活かす条例の制定根拠となる規定です。(第2項)

・行政活動に市民意見を反映する手法として、審議会や懇話会などの合議制機関を置くことは既に一般的な手法となっていますが、こうした機関が本来の役割を果たすためには、人選を適切に行うことが重要であることから、審議会等における市民の多様な意見を反映させるための原則として、公募制の採用や男女比率、地域バランスなどに配慮することとしています。(第3項)

《関連条例・制度》 市民の声を活かす条例、各種審議会条例等

(地域コミュニティ組織)

第26条 住民は、協働によるまちづくりを進める上で地域コミュニティ組織が果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努めるものとする。

【解説】

・協働のまちづくりの中でも、地域を面的にカバーした取り組みが効果的と思われる公共的サービス(防災、防犯、生活環境向上、青少年健全育成など)を向上させる上で、町内会や子ども会など地縁型の地域コミュニティ組織が重要な役割を果たすことが期待されます。しかし、地域コミュニティ組織は、そこに住む住民の参加や協力なしには機能しないという性格を持っているため、住民には、まず地域コミュニティの役割を認識していただき、自主的にその活動に参加・協力するよう努めることを求めています。

(住民投票)

第27条 市は、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼすなどの事由により、住民の意思を直接確認した上で決定すべきと判断した事案については、別に条例を定め、住民投票を実施するものとする。

2 市長及び議員は、住民投票の結果を最大限尊重しなければならない。

3 投票資格その他住民投票の実施について必要な事項は、その都度別に条例で定める。

【解説】

・現在の地方自治制度は、具体の施策の是非は住民の代表者が最終決定する「間接民主制」をとっていますが、石狩市の将来を大きく左右するような極めて重要な決定や代表者だけでは判断が難しいと思われる決定をしなければならない場合もあり得ます。そうした場合に、代表者が、負託を受けた住民の意思を直接確認した上で最終決定するのが住民投票制度です。

・住民投票の実施や具体的な実施の方法などについては、事案の内容ごとに別に条例で定めることとして、これらの事項は、基本的に議会が判断すべきものとしながら、市長及び議員には、住民投票の結果を最大限尊重する義務を課しています。

第7章 他の自治体等との連携協力

(市外の人々等との連携)

第28条 市民及び市は、必要に応じて、市民以外の個人、法人、団体等との協働及び連携関係を深め、石狩市のまちづくりをより効果的に進めるよう配慮するものとする。

【解説】

・まちづくりを進める中では石狩市だけで解決できない課題などもあります。そうした課題については、市民以外の人々、他の市町村、北海道、国などの力も借りる必要があります。第7章は、こうした観点から求められている事項を定めています。

・協働のまちづくりの中心となるのは市民と市であることは当然ですが、人や情報などの流れが活発になっている現状を考えると、市民と市のみならず、必要があれば市外のさまざまな主体と連携、協力しながら進めていく方が、より良い成果につながることも考えられることから、必要に応じて市外の個人、法人、団体等との協働、連携関係を深めるという基本的姿勢を明らかにしました。

(他の自治体等との協力)

第29条 石狩市は、他の市町村との連携及び協力関係の構築に努め、共通する課題の解決を図るものとする。

2 石狩市は、国及び北海道に対し、役割分担のもと対等の関係でまちづくりを進める立場から、石狩市のまちづくりに必要な協力を求め、及び必要な施策の提案等を行うものとする。

【解説】

・現在のまちづくりは、市域を越えて広域的に対処しなければならない課題や他市町村と共通する課題も多くあることから、これらに対応するために、他の市町村と連携、協力しながら共通する課題の解決に向けて取り組むこととしています。(第1項)

・地方分権のもとでは、北海道や国は、市と役割分担をしながら道政、国政レベルで石狩市のまちづくりを担う対等のパートナーと位置付けられます。従ってここでは、石狩市と北海道又は国がこうした関

係にあることを基本とした上で、まちづくりのうち、北海道や国が担うべき分野について協力を求めたり、提案をしていくことが市の基本姿勢であるということを明らかにしています。(第2項)

第8章 条例の見直し

(条例の見直し)

第30条 市は、5年を超えない期間ごとにこの条例が社会情勢の変化等に適合したものかどうかについて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

【解説】

・この条例がまちづくりの理念や基本的な事項を定めるものであることから、頻繁に改正するような性格の条例ではないものの、社会情勢や経済情勢がめまぐるしく変わる中では、市民の意識も時代とともに変わっていくことが考えられます。市民意識に合わない条例は、それ自体が存在意義を失うことから、5年を超えない期間ごとに検討を加え、必要に応じて見直しをすることとしています。なお、見直しに際しては、十分な市民議論を経ることが必要です。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(石狩市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)
- 2 石狩市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別紙様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を遵守し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏 名 印</p>	<p>別紙様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を遵守し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;"><u>私は、石狩市の職員として、市民との協働に積極的に取り組むとともに、能力の向上と自己研鑽に努めることを固く誓います。</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏 名 印</p>

【解説】

・この条例の施行期日は、平成20年4月1日としています。この条例で定めた事項を具体化するために必要な条例や制度は、この条例施行後に順次整備していきます。

・具体の行政活動を執行する市職員が、自治基本条例を踏まえて職務を遂行する責務があることを認識するようにするため、採用時の宣誓の中で、市民との協働に取り組むことや能力の向上と自己研鑽に努めることも宣誓するよう、宣誓の内容を定めている条例の一部を改正します。

附則（平成 25 年 3 月 28 日条例第 1 号 第 1 次改正）

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

【解説】

・第 30 条の規定に基づき、検討を行った結果、第 16 条の総合計画の規定についてのみ条文の改正が必要と判断されたことから、パブリックコメント手続を実施し、平成 25 年第 1 回定例会に改正条例を上程し可決されています。

○ 石狩市自治基本条例の見直しについて（第1回自治基本条例懇話会資料）

1. はじめに

平成14年4月1日に施行した「市民の声を活かす条例（石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例）」の検討において、「市民参加だけでなく、幅広い自治体運営の基本理念等を含めた条例の検討が必要」という市民参加制度検討委員会の意見を受け、平成17年10月に厚田村・浜益村と合併し、新たなまちづくりに取り組むに当たり、本市のまちづくりの理念、市民の権利と役割、行政の役割と責任などを明らかにする自治基本条例を制定しようという気運が高まり、市民を中心とした会議「みんなでつくる自治基本条例市民会議」で、およそ1年をかけて議論を重ね条例の骨子を検討しました。この市民会議から平成19年4月に市へ提言書をいただき、その内容を最大限踏まえた上で、「石狩市自治基本条例」を平成20年4月1日に施行しました。

これまで個別に重要な役割を担っていたそれぞれの条例（市民の声を活かす条例や個人情報保護条例など）が自治基本条例によって総合化され、まちづくりに果たす役割や位置づけが明確になりました。

【条例制定までの経過】

平成18年度	5月	石狩市自治基本条例策定基本方針の策定
	6月	みんなでつくる自治基本条例市民会議発足 ・メンバー 28人 ・開催回数 全体会12回、臨時会議(グループ毎に1回)
	8月	石狩市自治基本条例運営会議発足 ・メンバー 14人 ・開催回数 8回
平成19年度	4月	石狩市自治基本条例に関する提言書を市民会議が市長へ提出
	11月	自治基本条例の策定に関するパブリックコメント手続の実施 地域説明会（意見交換会） ・7地区で開催(11月・12月)
	3月	石狩市議会平成20年第1回定例会で条例案が可決
平成20年度	4月	石狩市自治基本条例施行

この条例は、まちづくりに関する最高規範として位置付けしたものであることから、頻繁に改正する類の条例ではないと考えますが、同時に時代の移り変わりに応じて常に市民の意識にあった条例でなければなりません。

条例第30条において「市は、5年を超えない期間ごとにこの条例が社会情勢の変化等に適合したものかどうかについて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。」とあります。

このことから、条例施行から5年目を迎えた平成24年度に社会情勢の変化や石狩市のまちづくりの動きを振り返る中で、本条例が社会情勢の変化等に適合したものか、有効性が保たれているか検討を行いました。

条例施行から10年目を迎える本年度は、本条例が社会情勢の変化等に適合したものかどうかについて再度検討を行うものであり、市民を含む自治基本条例懇話会において実施いたします。

2-1. 条例施行後の社会情勢等

我が国を取り巻く環境は、経済のグローバル化、対米外交、不安定化する東アジア情勢といった対外問題に加え、国内に目を転じると、日本の総人口は2015年に実施された国勢調査結果では、1億2,711万人と、2010年の前回調査から94万7,000人の減少となり、1920年の調査開始以来初めて減少し、本格的な人口減少社会に突入したことが統計的にも明らかとなりました。

総務省の「人口推計（平成28年10月1日現在）」によると、65歳以上の高齢者人口は3,459万1千人、総人口に占める割合、すなわち高齢化率は27.3%と、我が国の高齢化は世界的に見ても空前の速度と規模で進行しています。

一方、厚生労働省の「平成28年（2016）人口動態統計月報年計」によると、合計特殊出生率は平成17年に最低の1.26を記録した後わずかながら上昇傾向にありましたが、平成28年には1.44と2年ぶりに低下しました。年間出生数についても、平成28年に97万7千人と、明治32年の統計開始以来初めて100万人を割り込みました。

このような人口減少、少子高齢化といった喫緊の課題に対処するため、国においては、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、日本全体の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中の是正を図り、地域（地方）で住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある社会の維持に向け、地方創生を推進しています。しかしながら、いまだ地方においては過疎化の進行に歯止めが利かず、空き家の増加や現役世代人口の減少による労働力不足、また議員の成り手不足など多くの問題を誘発しています。

本市の総人口も平成24年度末の60,275人から平成28年度末では58,831人と1,444人の減少となっており、出生数も減少傾向にある中で、高齢化率は平成25年度の25.4%から平成29年度では31.3%と国と同様に少子高齢化が進展している状況にあります（別表参照）。

このような社会情勢を踏まえ、本市においては市民との協働によるまちづくりや、石狩湾新港地域が有する潜在的なまちの強みを最大限活用し、持続する未来に向けて、まちの財産であり、まちの活力の源である市民とともに取り組んで行く「まちづくりの方向性」を定めた「第5期石狩市総合計画」を平成27年度に策定し、30年先の目指すまちの姿「将来像」の実現に向け、協働や連携、成長を原則としてまちづくりを進めていくこととしています。

市民がまちづくりを進めていく過程（プロセス）の中でまちの自然や文化、魅力に気づき、愛着や誇り（石狩PRIDE）を持って幸せに暮らしている姿がたくさんあるまちを目指しています。

（別表）石狩市の状況

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	備考
総人口	60,275人	59,777人	59,274人	59,120人	58,831人	3月末日時点
転出入	▲377人	▲386人	143人	33人		▲は転出超過
出生数	340人	349人	346人	306人		
高齢者数	15,331人	16,155人	17,092人	17,811人	18,423人	4月1日時点
高齢化率	25.4%	27.0%	28.8%	30.1%	31.3%	4月1日時点
合計特殊出生率	1.13	1.21	1.26			

2-2. 条例施行後の石狩市のまちづくり

(1) 第1章 総則 (第1条～第4条)

自治基本条例を施行した後、私たちがどのようにまちづくりを進めてきたのか、その具体的な取り組みについて条例の各章ごとに振り返りを行いました。前文と第1章の総則については、用語の定義やまちづくりの基本原則など条例の根幹部分を定めている部分であることから、具体的な取り組みの振り返りは第2章から行うこととします。

(2) 第2章 市民 (第5条～第6条)

条例第5条、第6条においては市民の権利や責務について規定し、「市民は協働によるまちづくりに参加するよう努める」としています。市民はまちづくりの主体として、他からの干渉や強制を受けることなく、自らの意思によって、まちづくりに関する様々な活動をしたり、行政の活動に意見や提案をすることができます。この場合にどのような形で参加するかは、年齢、障がいの有無、個人や団体の別などの属性によって様々なパターンがあり得ますが、「まちづくりの主体」としての市民はみな平等であって、属性による不合理な差別や取扱いをされることはないということを明らかにしています。

(3) 第3章 議会及び議員 (第7条～第9条)

条例第7条、第8条、第9条においては、議会・議員の役割及び責務や議会事務局について規定しており、石狩市の意思決定機関として、市民の意思の把握や市民への積極的な情報提供など市議会の果たすべき役割と責務について定められています。

地方分権改革の進展に伴い、地方自治体の自己決定権や責任の範囲が拡大する中、二元代表制の一翼を担う議会の役割や責務も増大してきました。また、議会は、議事機関として、公平かつ公正な議論を尽くし、意思決定を行うことはもとより、政策立案・監視能力の向上、さらには、主権者である市民への説明手法の多様化など、より一層、議会機能を充実強化していくことが求められています。

こうした時代の要請に対して、市議会においては、平成21年に議会改革推進特別委員会を設置し、一般質問における一問一答方式の導入、地区会館ごとの議会報告会の実施、議員間討議の導入、議会のペーパーレス化の実施など、様々な改革への取り組みを進め、議会改革の集大成として平成27年に「議会基本条例」を制定するに至りました。

議会基本条例は、議会改革の集大成として基本理念を定め、市議会及び議員の活動原則を明確にし、議会改革へ継続的な取り組みを宣誓するもので、市議会はその理念のもと、市民の負託に的確に応えられるよう努めています。

(4) 第4章 執行機関及び職員 (第10条～第12条)

条例第10条においては市長の責務について規定しており、「石狩市の代表者として、住民の信託に応える」としています。市長は住民の直接選挙によって選ばれた石狩市の統轄代表者として、執行機関相互の行動や公共的団体の指揮監督をするなど特別な地位や権限をもっており、これらの権限を行使するに当たっては、住民の信託に応えるとともに、各執行機関や公共的団体の活動が一体となってこの条例に立脚したまちづくりが進められるよう、リーダーシップを発揮することを求められています。

近年では、石狩聴力障害者協会などの各関係団体とともに平成26年度に全国の市町村で初となる「手

話に関する基本条例」を施行しました。

条例第 11 条においては執行機関の責務について規定しており、「執行機関は、市民の意見を積極的に把握し市政に適切に反映させるよう努める」としています。

市では、全国に先駆けて平成 14 年度に「市民の声を活かす条例」を施行し取り組んできました。審議会やパブリックコメント手続、ワークショップによって、多くの市民が行政活動へ参加しています。

平成 25 年には市で初の試みとなる、ドイツ発祥の「プラーヌクスツェレ」という市民参加手法の特徴を活かした、無作為抽出による市民討議会を実施し、これまで市民参加の機会や経験のなかった方を含め、より多くの市民から意見をいただきました。

このほかにも、市民のまちづくりに関する意識や日頃どのように感じているかなどを把握するための「市民意識に関するアンケート調査」を毎年実施していることや、各連合町内会と地域に根ざしたまちづくりの活動や課題等を語り合う「自治懇話会」を開催するなど、様々な形で市民の声を把握し、市政に活かすよう取り組んでいます。

また、教育委員会と市民ボランティアが協働でつくる新しい学びの場「いしかり市民カレッジ」において、連携講座になっている「まちづくり出前講座」では、まちづくりに関することや各種制度などについて、市職員が講師となり、市政に関する情報を分かりやすい形で提供するよう努めています。

条例第 12 条においては市職員の責務について規定し、「市民との協働に積極的に取り組まなければならない」としています。このことから、平成 20 年 5 月に協働に取り組む際の職員の心構えを定めた「石狩市職員地域協働指針」を策定し、毎年周知徹底しています。また平成 21 年度から平成 26 年度まで全職員を対象に、積極的に協働に取り組む職員を育成するため、ワークショップを取り入れた実践的な職員研修を実施しました。このほか、新規採用職員は採用時に市民との協働に積極的に取り組むことを宣誓するとともに、新任職員研修等で自治基本条例や市民の声を活かす条例について学ぶ機会を設けています。

(5) 第 5 章 行政運営の原則 (第 13 条～第 23 条)

条例第 13 条においては、自治基本条例で定めるまちづくりの基本原則や市民の権利などを具体化するために、市が守らなければならない行政運営の原則を規定しています。

条例第 14 条においては情報公開について規定しており、「市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するための措置を講じなければならない」としています。平成 10 年に「情報公開条例」を制定し、情報公開制度による公文書の開示を求める権利を明らかにし、実施状況を公表しているほか、市民の声を活かす条例においては、審議会等の会議の公開や市民参加手続に関する事項の公表について規定し、運用しています。また、市HPや情報公開コーナーにより、審議会の議事録や各種資料を公開しています。

条例第 15 条においては個人情報保護について規定しており、「市は、個人情報の適正な収集及び管理並びに適切な開示、訂正及び利用停止を行うための措置を講じなければならない」としています。平成 10 年に「個人情報保護条例」を制定し、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めています。また、「情報セキュリティ基本方針」を策定し、情報セキュリティ対策を強力にするため、

責任及び権限を明確にした管理体制を確立するとともに、人的・物理的セキュリティ対策を講じ、市の情報資産を適切に運用しています。

条例第 16 条においては総合計画について規定しており、「総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画を策定するものとする」としています。平成 27 年度に策定した「第 5 期石狩市総合計画（平成 27 年度～平成 34 年度）」は、市長任期との連動を図るため 4 年を半期とした 8 年間で計画期間とし、その策定に当たっては、市民や団体と目指すまちの姿についてワークショップを重ね、多くの市民からいただいた想いが反映されたものになっています。

条例第 17 条においては行政改革について規定しており、「市長は、不断の行政改革に取り組まなければならない」としています。平成 28 年度に策定した「第 4 次石狩市行政改革大綱及び実施計画（平成 29 年度～平成 33 年度）」は、これまでの業務・組織のスリム化による努力は継承しつつ、今日的課題に応えるべく対応した組織運営や時代変化を先読みした創造型の施策展開という視点を取り入れ、重点施策を設定して、計画期間の 5 年間で着実に行政改革を推進していくこととしています。

条例第 18 条においては行政評価について規定しており、「実施する施策について、客観的かつ効率的な評価を行わなければならない」としています。第 4 期石狩市総合計画（平成 19 年度～平成 28 年度）では、まちづくりの 5 つのテーマ、3 つの原則に基づく各施策にそれぞれ成果指標を設定し、実施事業の評価を行い、進捗状況を管理してきました。

しかしながら第 5 期石狩市総合計画（平成 27 年度～平成 34 年度）は今後のまちづくりの基本的方向性を示したものであり、施策や事業、成果指標は設定しておらず、これらは各個別計画において設定し、評価・点検等を行い、進捗状況を管理していることから、各個別計画の運用状況や評価結果等を把握するなど、客観的かつ効率的な新たな行政評価の仕組みを検討しています。

条例第 19 条においては財政運営について規定しており、「市は財政状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない」としています。市では、統計資料として「石狩市の財政」を毎年発行しているほか、予算や決算の情報を市HPで公表するとともに、広報でも年に 2 回財政状況をお知らせするなど、市民への積極的な情報提供に努めてきました。

また、人口減少社会の進展や消費税率の引き上げなど、地方財政を取り巻く環境は刻々と変化していることから、今後も安定的な財政運営を維持するため、財政運営の基本的な考え方である「財政運営指針」（平成 29 年度～平成 33 年度）を策定し、財政基盤の強化に取り組んでいます。

条例第 20 条においては組織編制について規定しており、「適切に連携、情報交換等を行い、総合的に活動の効果を上げるよう運営されなければならない」としています。平成 24 年度に策定した「第 3 次石狩市行政改革大綱及び実施計画（平成 24 年度～平成 28 年度）」において、「目的指向の組織づくり」に向けた改革方策を掲げ、様々な取り組みを進めるとともに、部長職間の人事組織ヒアリング等を通し、市民目線に立った効率的・機能的な体制への見直しに努めております。

また、平成 28 年度には、福祉と教育を横断的に組織した「子ども総合支援本部」を設置し、部局を超えた総合的かつ効果的な子ども支援への取り組み、平成 29 年度には、「交通担当」の部局を新たに設置し、複数部局にまたがる交通関係事業の連携を図り、総合的な交通施策を推進するなど横断的な組織運

営に努めるとともに、部長連絡会議を月2回開催し、全庁的にきめ細かな情報共有や協力体制に努めております。

条例第21条においては職員育成について規定しており、「専門的な知識、技能及び高い倫理観を有し、市政の課題への的確な対応能力を備えた職員を育成する」としています。平成26年度に策定した「人材育成基本方針」に基づき、市民との信頼の上に協働を実践し、自律的に変化を見極め課題に立ち向かう職員を育成するため、毎年「職員研修計画」を策定し、新規採用職員・若手職員・管理職職員など職階に応じた研修や、法務・税・政策などの専門研修のほか、手話や市の歴史、メンタルヘルスや健康管理などの研修を行っています。

条例第22条においては行政手続について規定しており、「市政運営における公平性の確保と透明性の向上を図り、市民及び利害関係者の権利利益を保護するため、処分、届出、行政指導等に関して、共通する事項を定めなければならない」とし、平成10年に「行政手続条例」を制定しています。

条例第23条においては危機管理について規定しており、「市民意識の啓発に努めるとともに、総合的な危機管理を図る」としています。

災害予防、災害対策等を総合的に定めた「石狩市地域防災計画」を、東日本大震災や社会情勢の変化を踏まえ、有識者や町内会・自治会、更には企業や関係団体から選出された委員で構成された検討委員会を設置し、平成25年3月に全面改訂しました。また、同時に策定した「地区防災ガイド」は、地域防災計画と相互に補完するもので、市内を大きく8地区に分け、市民参加のもとで避難経路や避難場所など地区のルールを定め、“地域で作った計画、地域で育てていく計画”となっており、平成29年度は津波・洪水の新たな浸水想定や指定が進んでいる土砂災害警戒区域などに対応するため、策定時と同様、市民参加のもとガイドを改定します。

また、平成10年3月に「石狩市自主防災活動推進要綱」を定め、自主防災組織の活動を支援してきていますが、さらに、平成26年5月に地域が行う防災活動等にボランティアとして積極的に参加し、地域防災活動を推進するリーダーの役割を担っていただける方を「石狩市防災マスター」として認定する制度を設け、自主防災訓練での指導を行っていただくなど、地域防災力の強化を図っています。

(6) 第6章 協働によるまちづくりの推進 (第24条～第27条)

条例第24条においては協働によるまちづくりの推進について規定しており、「協働によるまちづくりに参加する市民の自主性及び各主体の特性を尊重すること、協働によるまちづくりの機会を積極的に創出すること」としています。

平成20年度に市民と市の協働の機会をつくるため、「協働事業提案制度」を創設しました。市民が市と協働で取り組みたい事業を提案する「フリーテーマ型」と、平成24年度から追加した、市が市民と取り組みたい事業を提示し、応募のあった団体と事業を実施する「事業提示型」があり、ふれあい歩道除雪事業や地域における子どもの居場所づくり事業(子ども食堂)など33の協働事業を実施しています。

市民活動のための環境整備としては、平成20年度に「市民活動情報センターぽぽらーと」を開設しました。市民活動に関する情報提供や相談業務のほか、団体の事務支援など市民による主体的なまちづくり活動を支援し、協働によるまちづくりを推進しています。

また、地域の課題を解決するため、市民が立ち上がり活動しています。

平成 25 年からスタートした「石狩浜ハマナス再生プロジェクト」は多くの市民が参画し、ハマナスに代表される石狩浜の自然景観の再生に取り組み、環境学習の場の提供、ハマナスの魅力を活かした商品づくりや自然体験ツアーの開催などを通して、自然と共生する地域づくりを行っています。

市内の中学校・高校の生徒会役員の子どもたちにより結成された I Y P（いしかりヤングプロジェクト）が子ども議員として、子どもの視点から市長や教育長にまちづくりについて提案する「子ども議会」は、平成 27 年度から始まりました。平成 28 年度は、学校前の街灯設置の提案により、石狩南高校前の歩道に 12 箇所の照明を設置しました。

あつた港朝市では、新鮮な魚介類を求めてやって来るお客様の「朝早く食事ができるところがほしい」という声に応えるため、平成 28 年度に地域住民が「地域賑わい呼びおこし隊」を結成し、朝市食堂の試験営業を始めました。とれたての魚介類を使用したメニューは多くの方に喜ばれ、朝市の更なる賑わいを創出しています。

平成 26 年から始まった石狩湾漁業協働組合浜益地区青年部が主催している「浜益みなと祭り」は、住民同士や観光客との交流を通じ、地域の親睦や活性化を図っており、平成 28 年には地元企業と中学生が共同で「浜どらアイス」を開発し、中学生が自らの手で販売するなど、地域活性化に寄与しています。

条例第 25 条においては行政活動への市民参加の推進について規定しており、「施策の立案、実施及び評価の各過程において、適切な市民参加の機会が確保されるよう必要な措置を講じなければならない」としています。市では、平成 14 年度に施行した市民の声を活かす条例により、①条例・規則等の規定の制定又は改廃、②計画の策定、改定又は廃止、③公の施設の新設、改良及び廃止の決定並びに設計の概要の決定、④行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃、⑤出資について定める予算の立案、⑥市の区域に適用される規制への意見の表明、⑦その他市民の関心が高いこと等の事情により必要な場合については、あらかじめ市民参加手続を行わなければならないとしており、審議会やパブリックコメント手続、ワークショップ等に多くの市民が参加しています。

また、審議会等における委員については、公募制の採用や、「審議会等委員への女性登用促進要綱」を設けるなど、多様な市民の意見が反映されるよう配慮しています。

条例第 26 条においては地域コミュニティ組織について規定しており、「地域コミュニティ組織が果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努める」としています。協働によるまちづくりの中で重要な役割を担っている町内会・自治会ですが、円滑な運営や活動の促進に役立つよう、市と石狩市連合町内会連絡協議会は平成 20 年 2 月に合同で運営マニュアル「町内会・自治会活動のしおり」を作成しました。市内には 122 の町内会や自治会があり、各町内会等において防犯活動や街路灯の維持管理などの活動を行っていますが、一方で町内会役員の高齢化や担い手不足による町内会活動の継続性、機能性の維持等の課題があるため、新たな自治システムの構築を目指し、6 つの町内会で構成する「わかば地区地域会議」を設置し、防犯パトロールや除雪、草刈りなどのモデル事業を市民が主体となって協力し合いながら活動しています。

条例第 27 条においては住民投票について規定しており、「住民の意思を直接確認した上で決定すべきと判断した事案について、別に条例を定め実施する」としていますが、これまでのところ具体的な事案はありませんでした。

(7) 第7章 他の自治体等との連携協力 (第28条～第29条)

条例第28条においては市外の人々等との連携について規定しており、「市民以外の個人、法人、団体等との協働及び連携関係を深め、石狩市のまちづくりをより効果的に進める」としています。市外の団体との連携としては、平成28年度にNPO増毛山道の会や北海道などの関係団体と共に、160年前に開削された浜益区幌と増毛町別荘とを繋ぐ増毛山道の復元作業を行い、全線開通を果たしました。

条例第29条においては他の自治体等との協力について規定しており、「他の市町村との連携及び協力関係の構築に努め、共通する課題の解決を図る」としています。自治体との連携としては、平成19年度から札幌市手稲区、小樽市と「三市区連携事業」を実施しており、これまで石狩さけまつりでのプロモーション事業や交通安全街頭啓発などを行っています。また、札幌広域圏組合（石狩市、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、当別町、新篠津村の8つの市町村で構成）の事業として、首都圏において移住促進や魅力発信などの事業を実施しています。

大学との連携としては、平成22年度に藤女子大学と包括連携協定を締結し、図書館相互利用や実習生の受入れなど、教育や健康・福祉、子育て支援等の分野で連携しています。また、北海学園大学とは空き地空き家に関する調査や防災マップ作成ワークショップの実施、札幌学院大学とはフィールドワークの実施やイベントの協力など、市内だけでなく市外の大学とも様々な分野で連携しています。

他団体との連携としては、平成28年度に市と郵便局の職員による「地域に根ざした郵便局の活用プロジェクト会議」を実施し、行政と郵便局が把握する地域の課題の情報共有を図り、地域の発展・課題解決について話し合いました。

(8) 第8章 条例の見直し (第30条)

条例第30条においては条例の見直しについて規定しており、「5年を超えない期間ごとにこの条例が社会情勢の変化等に適合したものかどうかについて検討を行い、必要に応じて見直しを行う」としています。

平成20年4月1日に条例が施行されてから、1回目の見直しを平成24年度に行いました。パブリックコメント手続の実施のほか、「いしかりまちづくりワールドカフェ」や「石狩市自治基本条例を活かしたまちづくりを考える集い」を開催し、市民や各種団体、元みんなで作る自治基本条例市民会議メンバーらが参加し、条例について学び、条例を活かすためのまちづくりについて意見交換する場を設けました。その結果、まちづくりのルールであるための必要不可欠な要素が適切に盛り込まれており、社会情勢の変化等にも適合していると判断し、地方自治法の改正に伴い第16条総合計画の条文のみを改正しました。